資　　料

報道機関への資料配布日時　令和６年９月１９日（木）１５時００分

<table>
<tr><td>タイトル</td><td>ヘルパンギーナ警報の発令について</td></tr>
<tr><td>配付資料</td><td>ヘルパンギーナの流行について（警報）</td></tr>
<tr><td>内　容
（目的・趣旨）</td><td>【概要】
　定点医療機関あたりのヘルパンギーナ患者数が、岩内保健所において警報レベル（６人）を超えたので、別紙「ヘルパンギーナの流行について（警報）」のとおり発表します。

１　発令場所
岩内保健所管内　４町村

２　ヘルパンギーナ患者受診数
調査期間　　２０２４年第３７週
（令和６年９月９日（月）～９月１５（日））

岩内保健所　定点あたりの患者数　９．０人

３　対応
　ホームページなどを通じ、うがいや手指の消毒などによるヘルパンギーナの感染予防を呼びかけています。
※道民に広く周知されるよう報道いただきますようお願いいたします。</td></tr>
<tr><td>報道解禁</td><td>■なし
□あり
<table><tr><td>テレビ・ラジオ・インターネット</td><td>月　　日（　）　　時以降</td></tr><tr><td>新聞</td><td>月　　日（　）　　刊以降</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>報道（取材）に当たってのお願い</td><td></td></tr>
<tr><td>道政記者クラブとの同時発表</td><td>■なし
□あり</td></tr>
<tr><td>所管課・係</td><td>後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室
健康推進課長　木村　章子
住所：岩内郡岩内町字清住２５２番地１
ＴＥＬ：0135-62-1537　ＦＡＸ：0135-63-0898</td></tr>
</table>

ヘルパンギーナの流行について（警報）

令和６年（2024 年）９月１９日（木）15 時 00 分

北海道岩内保健所
（健康推進課長：木村）
電 話：0135-62-1537

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、２０２４年第３７週（令和６年９月９日～令和６年９月１５日）において、岩内保健所管内の定点あたりのヘルパンギーナ患者報告数は、警報基準である６人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。

今後、流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いします。

記

１　ヘルパンギーナとは

ヘルパンギーナは､発熱と口腔粘膜にあらわれる水疱性の発疹を特徴とした急性のウイルス性咽頭炎で、乳幼児を中心に夏期に流行します。

突然の発熱に続いてのどの痛みが出現し、のどの粘膜の発疹が顕著となり、口腔内に１～２㎜の発疹小水疱が出現します。発熱については２～４日間程度で解熱することに加え、やや遅れて粘膜疹も消失しますが、まれに無菌性髄膜炎、急性心筋炎などを合併することがあるので注意が必要です。なお、ほとんどは予後が良好です。

患者の年齢は５歳以下が全体の９０％を占め、１歳代が最も多く報告されています。

２　ヘルパンギーナの感染予防

ヘルパンギーナには特異的な予防法はありませんが、感染者との密接な接触を避けることや流行時にうがいや手指の消毒をすることに努めてください。

３　最近５週における定点医療機関からのヘルパンギーナ患者報告状況

（表示は｢報告人数(一定点あたり報告人数）｣）

	第 33 週 (8/12～8/18)	第 34 週 (8/19～8/25)	第 35 週 (8/26～9/1)	第 36 週 (9/2～9/8)	第 37 週 (9/9～9/15)
岩内保健所	0 （ 0.00)	0(0.00)	0 （ 0.00)	0 (0.00)	9 (9.00)※
全　道	186 （ 1.52)	287 （ 2.11)	374 (2.75)	333 (2.45)	－（ － ）
全　国	1,619 （ 0.55)	2,179 （ 0.70)	2,561 （ 0.82)	2,537 (0.81)	－（ － ）

※第 37 週の患者報告数は速報値。

全道のヘルパンギーナ流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

（URL：http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html）

４　ヘルパンギーナ警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、全道の定点医療機関を受診したヘルパンギーナ患者数が、国立感染症研究所において設定した警報レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを指します。

＜ヘルパンギーナの警報レベル＞

	開始基準値	終息基準値
定点あたり患者数（人）	6	2

なお、定点医療機関からの報告数が終息基準値未満に下がり次第、警報は解除となります。